

第1回 熊本市公的オンブズマン条例検討委員会議事録（要旨）

日 時 平成22年7月1日（木） 午前10時00分～正午

会 場 市庁舎4階 モニター室

出席者 坂本秀徳委員、徳永理映委員、柳楽雅子委員、渡邊栄文委員、坂本孝広委員

事務局	1 開会 ただ今から、第1回熊本市公的オンブズマン条例検討委員会」を開会いたします。委員長選出まで進行を務めさせていただきます広聴課長の金森でございます。なお、本日は私のほか、事務局職員といたしまして、広聴課職員が出席しております。また、企画情報部長並びに総務課、総務課法制室、市民協働推進課、行政経営課の職員も同席させていただいております。 会議に先立ちまして、熊本市公的オンブズマン条例検討委員会の委員へご就任いただくために委嘱状の交付を行います。 本日の交付につきましては、市長の代理として、西島副市長が行わせていただきます。 委嘱状交付 ありがとうございました。 次に西島副市長からご挨拶を申し上げます。
西島副市長	2 副市長挨拶
事務局	3 配布資料の確認 次に当委員会は、公開で開催いたしますこと、また、会議録につきましては、事務局が録音して作成し、委員長にご確認いただいた後、熊本市HPで公表いたしますことをあらかじめご了承願います。 よろしくお願いします。
事務局	4 委員紹介 それでは、次第に沿って進行させていただきます。 まず、お手元の名簿順に委員の方々をご紹介します。 ※坂本秀徳委員、徳永理映委員、柳楽雅子委員、渡邊栄文委員、坂本孝広委員紹介
事務局	5 委員長・副委員長選出 次に熊本市公的オンブズマン検討委員会運営要綱第四条第1項に基づき、委員長及び副委員長の選出を行います。 委員長及び副委員長は委員の互選により定めとなっております。 どなたか、ご推薦はございませんか。
徳永委員	事務局の方で案があれば、ご提示いただけたらと思いますが。

事務局	それでは、事務局より、委員長に渡邊委員、副委員長に坂本秀徳委員を提案したいと思いますがいかがでしょうか。 <了承> ありがとうございます。それでは、渡邊委員に委員長を坂本秀徳委員に副委員長をお願いいたします。渡邊委員長は、委員長席にお移りください。それでは、渡邊委員長にご挨拶をお願いするとともに、そのあと引き続きまして、議事進行をお願いいたします。
渡邊委員長	渡邊です。私は熊本県立大学に勤めており、行政学の教育研究をしています。また、１９７０年代から、オンブズマンの研究をはじめました。１９９０年代に川崎市が日本で初めて導入されたのをきっかけに、自治体が導入されるようになったものですが、まだ国レベルでは導入されていません。オンブズマンは、スウェーデン語で「代理人」と訳されていますが、一般には、住民の行政苦情を処理することに重点を置いています。自治体レベルで裁判所に準じる機関、準自治司法機関と考えております。その制度設計を皆様と検討していきたいと思います。それでは、議事進行を進めさせていただきますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いします。 また、本日の会議は、１２時には終了の予定ですので、合わせましてよろしくお願いします。 傍聴席からの賛否等の表明は、行わないようによろしくお願いします。 議事に入ります前に委員の方々から自己紹介を含め、公的オンブズマン制度に関する見解、考え、ご自身の活動など、何でも構いませんのでご発言いただきたいと思います。まず、名簿順で坂本委員からお願いします。
坂本（秀）委員	任命させていただきましたので、条例に基づいた公的オンブズマン条例制度ができますよう、勉強し意見を表明したいと思いますのでよろしくお願いします。
徳永委員	名簿では、NPO 法人熊本消費者協会常務理事となっておりますが、今年１月から NPO として活動しています。元々２０年前から任意団体として活動していました。私自身は、消費生活相談活動として苦情処理等行っております。今回は、勉強させていただきたいと思います。
柳楽委員	消費者アドバイザーとして活動しています。 この会場に着く前にタクシーに乗車した際、オンブズマンの話をしたら、市民の声が行政に反映されるといいですねと運転手さんに、言われたことが、私の思いのままでした。これから、勉強させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

坂本（孝）委員	県から市に派遣されて２年目になります。市の状況を総合的な視点ということで、皆様のご意見を伺いながらより良い条例を作っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
渡邊委員長	まずはじめに、当委員会の役割について、何をどこまでやるのか確認する必要がありますので、事務局からご説明いただきたいと思っております。
事務局	資料１「熊本市公的オンブズマン検討委員会の役割について」について説明いたします。 まず、検討事項としまして、 ①熊本市自治基本条例第２３条に定める公的オンブズマン設置に係る条例素案の作成。②公的オンブズマン制度運用に関する指針の検討です。 報告時期につきましては、本年８月にご報告をお願いしたいと思っております。参考としまして、自治基本条例第２３条を記載しております。
渡邊委員長	今の説明に何かご意見は、ございませんか。 我々委員会の役割としましては、二つありまして、設置に係る条例素案の作成と運用に関する指針の検討です。 では、最初に「公的オンブズマン制度」とはどのような制度かを再認識する必要があると思っております。あらかじめ、事務局で整理しておりますので、このことにつきまして、事務局から説明していただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
事務局	資料２をお願いします。オンブズマン制度の概要でございます。 オンブズマン制度の経緯につきましては、先ほど、委員長から説明されましたので、概略を申し上げますが、制度につきましては１８０９年に創設されまして、川崎市を皮切りに各自治体でオンブズマン制度が導入されていったものです。 次に「市民オンブズマン」との違いですが、弁護士などを中心メンバーとした住民による監視組織である民間団体を指すものであり、活動内容としては行政の不正監視に重点を置いているものです。 次にオンブズマンの種類ですが、公的オンブズマンには、「議会オンブズマン」と「行政オンブズマン」に分けられます。地方自治法第１３８条の解釈により、現在は、自治体で設置されているオンブズマンは、全て「行政オンブズマン」であります。その中で、「特殊オンブズマン」と「一般オンブズマン」と分かれております。今回は、自治基本条例第２３条によりまして、「一般オンブズマン制度」を検討いただきたいと思っております。また、議会オンブズマン制度が設置できない理由としまして補足説明を載せております。

	次に資料３ですが、先進地事例として５ヶ所ほど載せております。 川崎・新潟・札幌は政令市であります。新潟は要綱で設置されています。また、九州内では八女市が設置されています。施行日及び職務はそれぞれ記載のとおりです。所管事項につきましてはオンブズマンが苦情処理としての調査を対象とするもので、一般的には、市の機関の業務執行する全てのものとなります。所管外事項につきましては、調査を対象としない部分ではありますが、他の制度との整合性を図るため所管外事項を設けてあります。申立件数も市によって違いがあります。 オンブズマンの人数は、２名から３名で、大学教授・弁護士・有識者の方です。勤務日数や報酬額等、記載のとおりですが、任期につきましては、２年若しくは３年。再任につきましては、１期のみとなっており、長くて４年から６年の間となります。また、調査員、事務局の人数等につきましては今後検討していただくことになると思います。 次に資料４ですが、本市のオンブズマン制度以外の制度、類似制度の概要になります。まず、市の広聴制度ですが、市民相談や市長への手紙等で市民の苦情に対応しております。対象行為は市の業務全般であり、申立て用件はございません。市長への手紙につきましては、年間３００件程度ございます。次に行政不服審査制度ですが、これは審査庁に対しまして、行政行為等の審査請求を行うものであります。申立て用件につきましては、６０日以内の申立てを行うという制限がございます。 次に行政訴訟制度ですが、行政事件に関する争訟で、根拠法令は、行政事件訴訟法となります。対象としては、行政庁の処分・決済・決定その他の公権力の行使に当たる行為及び行政庁の不作为等となりますが、申立てについては６ヶ月以内となります。 次に監査制度ですが、これは監査委員の監査及び外部監査人が監査を行うものです。対象は市の事務全般となりますが、申立てには、市民の５０分の１の署名が必要となります。次に住民監査請求ですが、申立てについては、市民が１人でも請求可能ですが、内容が違法又は不当な財務会計上の行為に限られるものです。次に議会への請願・要望ですが、議会に対して請願書を提出する権利が認められています。要望等については、規定はないものの採択された場合は、執行機関に対し、処理・結果について報告を請求できるものとなっています。これらにつきまして、裏面にオンブズマン類似制度の機能と特徴を記載しておりますので参考にいただければと思います。
渡邊委員長	ありがとうございました。 今の事務局の説明におきまして何かご意見・ご質問がございますか。

坂本（秀）委員	資料３の各都市の申立て件数ですが、札幌市では１００件以上、新潟市では１０件程度しかなく、もちろん市の人口とか世帯数とかあるいは事件の内容等で違いはあるかと思いますが、たくさん申立てがあっているところは工夫とかされているからでしょうか。
事務局	件数でございますが、それぞれの自治体で工夫はされているとは思いますが、申立て要件の中で、苦情の内容が自己の利益に関することとありますが、苦情内容が自己の利益についてどの程度の範囲までと判断するのはオンブズマンで判断していただくものですので、この部分での件数が違ってくると思います。
柳楽委員	オンブズマン制度はとてもいいと思うのですが、オンブズマンの立ち消えた経緯を教えてください。
事務局	オンブズマン制度の立ち上がった経緯といいますのは、各自治体での市政の腐敗等がきっかけのようです。各自治体での制度そのものの運営につきましては、当然かなりの経費がかかりますし、また、他の制度との兼ね合いもあり、一旦設けられましても、コストパフォーマンスを評価しにくい部分もありまして、無くなっていったところもございます。 現在は、特殊オンブズマンの方を増やされていまして、子どもの人権等で検討されているようです。川崎市では、人権、札幌市では子どもの権利に関するといったオンブズマンが設置されています。
渡邊委員長	今のオンブズマンの説明に補足しますと、１８０９年に、スウェーデンで議会の代理人として設けられたのですが、その理由としてオンブズマンの類似の機能、日本では法務総裁と訳されますがこの法務総裁が下りました。しかしスウェーデンでは国王によって任命されますので、行政寄りになってしまい、法務総裁が国民の権利救済に対し十分な機能を果たすことができなかった。そこで、１８０９年に法務総裁と別に議会の代理人としてオンブズマンが設置されたのが、今日オンブズマンの始まりです。本来は議会の代理人ということで、日本では行政オンブズマンしか設置できないのは先ほど説明でもありましたが、地方自治法で定められるので、行政型のオンブズマンとなっております。 次にこの会議の進め方でございますが、事務局の方で他の先進事例を調査し、参考資料としてこの会議において検討が必要であろうと考えられる項目を抽出しております。また、その項目ごとに課題及び論点となるであろう項目、２６項目を整理しております。 そこで、今日の会議では、２６項目のうち１４項目までの課題を整理し、その課題について、各委員に持ち帰っていただき、次回の委員会で論点を整理していきたいと思っています。この方法は第二回以降後も委

	員会で進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。（異議なし） それでは、制度設計上、検討する項目を事務局の方で整理しておりますので、説明をお願いしたいと思います。
事務局	それでは、資料５をお願いします。先ほど、委員長が申されたとおり、先進市事例等を調査しまして、その中で検討項目を整理させていただきました。 まず、１総則、２オンブズマンの組織、３苦情処理等、４問題解決方法、５実効性の担保手段、６その他として事務局の機能となっております。その中で、総則は、オンブズマン制度の設置の目的、オンブズマンの職務といった総合的なものとなっております。オンブズマンの組織は、オンブズマンの資格ですとか、オンブズマンの守るべき事項、また、人数、構成となっております。苦情処理等は、苦情につきまして調査の対象とするもの、調査の中止とするもの、調査の方法、専門調査員、問題解決方法は、勧告、意見表明、実効性の担保手段は、オンブズマンの勧告等の公表、どのような形で担保されるかということです。その他としては事務局の機能となっております。 また各項目については、各々個別に検討していただきますが、右側に記載しておりますように、検討票ということで１から２６までの項目としております。先ほど、委員長が言われましたように１４項目、オンブズマンの組織等まで検討していただきたいと思います。
渡邊委員長	ありがとうございました。今の検討項目、２６項目取り上げておりますけれども、この２６項目以外にも検討しなければならないような項目があれば、取り上げていきたいと思います。 一応、暫定的に事務局が参考資料をたたき台として検討するというところでよろしいでしょうか。（異議なし） それでは、事務局の参考資料をたたき台として検討することといたします。それでは、検討項目ごとに先ほど２６項目の内、今回は、オンブズマンの構成まで１４項目について検討していきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは項目ごとの検討票に従いまして課題整理を行うこととしていきたいと思います。項目ごとに事務局から説明を受けた後に課題整理を行ってきたいと思います。それでは、お願いします。
事務局	それでは、検討票のNo.１をお願いいたします。この検討票につきましては、記載内容は、先ほど申しました部分の検討項目を記載しております。次に私共で調査しました先進市例を参考にした論点などを記載しております。次に他都市事例としまして、基本的に政令市であります川崎市、札幌市、新潟市につきましては要綱設置ですので若干違いますが、

	条例と対照する意味からも記載しております。次に事務局としての考え方としまして、これはあくまでもたたき台ですが、事務局案とその理由を記載しております。この記載の方法をすべての検討票において踏襲させていただきます。 では、検討票No.1ですが、オンブズマン制度の設置目的ということでございます。論点としましては、オンブズマン制度の機能から導かれる制度の目的（効果）は何か。これは他都市事例も一致しております。また、オンブズマン制度に対する自治基本条例の反映が基本になるかと思えます。この論点の背景としましては、自治基本条例の目的を推進する市の制度としてオンブズマン制度を創設することとなっております。他都市事例は概ね一致ではございますが、本来の苦情処理の制度の中身から導かれるものが、開かれた市政の推進及び市政に対する市民の信頼確保という点は、概ね一致しております。事務局の考え方としましては、この条例は、熊本市自治基本条例の趣旨に基づくものであるということ。市政に関する苦情を簡易・迅速に処理し、市政を監視し、非違の是非を講ずるよう勧告・意見表明をすることにより市民の権利利益の保護を図る。開かれた市政の推進、市政に対する市民の理解と信頼確保及び市民の意向が反映された市政運営に資することを目的とすると記載しております。事務局案の理由としましては、効果として三点、機能として三点記載されておりますのでご一読していただきたいと思えます。
渡邊委員長	ありがとうございました。検討項目1のオンブズマン制度の設置目的ですが、なぜ熊本市にオンブズマンを設置するのかということです。 今、事務局から説明がありましたように、オンブズマンの機能は、苦情処理機能、行政監視機能、行政改善機能です。これをオンブズマンの仕事といいますか、オンブズマンを設ける理由としたらどうかということですが、何かご意見はございますでしょうか。
徳永委員	やはり目的はとても大事であると思えます。また、意識の問題も欠けてはならないと思えます。それで、市民の意向が反映された市政運営とありますが、ここに倫理観（意識）を入れていただけたらと思えます。
渡邊委員長	はい、倫理という問題で、意見はございますか。
柳楽委員	倫理観という言葉は色々な意味がありまして、それぞれ捉え方があるような気がします。この場合、たたき台であり認識は同じだと思うのですが、倫理観というのはとても難しい言葉だと思います。
坂本（秀）委員	議論の進め方なのですが、1項目ごとにそれぞれ検討して、次回期日までに各委員が意見をまとめてきて、次の検討委員会に打合せするという方法ですか。

渡邊委員長	今日は、項目ごとに意見をいただいて、そして整理しまして次回にもう一度確認するということですので、もっと意見を出してもらった方がいいですね。
坂本（秀）委員	では、今日は14項目まで検討し、次回にまた確認し、直に意見を出し合うということですね。
事務局	直にご意見を出していただいて結構です。今回は素案がございますので、これに対して今の倫理観の記載等意見が出ましたが、次回までに確認検討していただいて、次回委員会で素案の方向性を出していただければと思います。疑問に思われる点等出していただいて、一旦、持ち帰っていただいたうえで、次回に確認していただきたいと思います。
渡邊委員長	目的として倫理という言葉を入れるかどうかですけれども、これも一つの課題となりますので、確認など、意見をいただきたいと思います。
坂本（秀）委員	倫理は確かに大切だと思うのですが、苦情・処理はとても幅が広いと思うし政策の妥当性の問題とか本当に熊本市の監視までいくので倫理とか違法性のレベルまでいくかどうか分からないような発言まで入ってくると思います。今、言われたように倫理は非常に多様性があり人によって違うと思いますので、基本的には事務局が出された案でいいと思います。一点質問なのですが、条例案で市政に関する苦情を簡易・迅速に処理しと書いてありまして、事務局は川崎市案をベースに作成されていると思われませんが、その簡易・迅速というのは、何か特に決められたいところがあったのでしょうか。
事務局	オンブズマン制度は、他の制度とは違いまして処理期間を短めたうえで苦情の対応を行うという制度の主旨があるものと考えております。他の訴訟制度等は最終的な強制力がありますが、非常に長期間に渡って解決まで時間がかかります。市民の方々が取り組みやすいということから他都市でもできるだけ迅速にということでこの言葉を入れています。
坂本（秀）委員	他の自治体では、簡易・迅速というのは入れてあるのですか。
事務局	具体的に入れてあるのは、川崎市だけです。この事例で、川崎市同様にしてあるところもありますがそのものを条例としてないところもあります。ただ、やり方としましては簡易・迅速として実施されています。
柳楽委員	迅速に処理するというのはわかるのですが、簡易の意味を教えてください。
事務局	手続きの中身としまして、非常に受け入れやすいと理解しております。

渡邊委員長	オンブズマンの主旨が、裁判所とかのように弁護士をつけないとクレームが処理してもらえない等、二重の手続きが要りますが、それに対してオンブズマンの場合は、そのような手続きはいらない。熊本市行政に対しこういう苦情がありますと窓口へ行くといいわけですし、簡単です。それが簡易となります。また、裁判所ですと何年とかかりますが、オンブズマンですと、長くて3ヶ月、普通1ヶ月で処理します。オンブズマン制度の導入はそこにメリット、存在理由があると思います。ですから、簡易・迅速にというのは事務規定にはなるのですが、私はいいと思います。
柳楽委員	文書だけ読むと苦情を簡易に対応するという感じに受け取れるので、簡易に受付、迅速に処理の言葉の方が市民は納得がいくと思うのですが。
渡邊委員長	それはまた、条例案で検討したいと思います。それでは、検討項目1はよろしいでしょうか。倫理観をいれるかどうかは課題にしたいと思います。では、次の検討項目No.2に入りたいと思います。オンブズマンの設置形態についてとなります。
事務局	検討項目No.2をお願いします。オンブズマンの設置形態ですが、地方自治法の設置形態、地方自治法のオンブズマンの身分ということです。条例設置では、地方自治法の附属機関としてのオンブズマン、オンブズマンの身分については地方公務員に基づく非常勤特別職です。他都市事例は一致しております。川崎市、札幌市の条例設置に基づくところは市の附属機関、要綱設置の新潟市は、市長の私的諮問機関となっております。ここは条例設置市を参考にしております。身分については、地方自治法第202条の3第2項及び地方公務員法第3条第3項第2号に基づく非常勤特別職となります。市の附属機関となりますと身分は規定されます。関係法令は、地方自治法、地方公務員法、熊本市自治基本条例を記載しております。
渡邊委員長	ありがとうございました。オンブズマンの設置形態ですが、条例型にするのか、要綱型にするのかということですが、自治基本条例23条では、オンブズマン制度は別に条例で定める事となっておりますので、条例でよろしいですか。これにつきましては意見はございませんか。 それでは、次の項目No.3名称にいきたいと思います。
事務局	検討項目No.3をお願いします。オンブズマンの制度の名称についてです。現在公的オンブズマンということで使っておりますが、正式名称は何かということです。論点の背景としましては、名称が「市民オンブズマン」と混合されないようにする必要がある。それからオンブズマンという一つの言葉で成り立ちますが、ジェンダーフリーの観点から「オン

	ブズパーソン」とした自治体がございます。他都市事例としまして、オンブズマン、オンブズパーソンとあります。特に川崎市におきましては、川崎市市民オンブズマンとしていますが、市民オンブズマンと混同されることから事務局は熊本市オンブズマンとしております。
渡邊委員長	ありがとうございました。オンブズマン制度の名称についてですが、いかがでしょうか。
坂本（秀）委員	質問ですが、熊本市は個別のオンブズマンはあるのですか。
事務局	熊本市はございません。
渡邊委員長	この公的というのは熊本市が設置しますので余計なものとも思います。「オンブズパーソン」ですが、マンが男だからけしからんという声がありますが、オンブズマンのマンは人間、すなわち「人」という意味もあります。性別差別用語とする必要はないと思います。私はオンブズマン学会に入っておりますが、設立する際も名称をどうするか議論があったが、オンブズマンが定着しておりますので、オンブズマンをオンブズパーソンにすることもないだろうということでオンブズマンとなっております。それから、スウェーデンではオンブズマンは、代理人という意味ですので、パーソンとする必要はないと思うのですが、いかがでしょうか。
坂本（秀）委員	スウェーデン語ではオンブズマンというのは、一つの単語で代理人と訳されるということですか。
渡邊委員長	そうです。オンブズマンは代理人という意味です。
坂本（秀）委員	スウェーデンでも、マンというのは、男の意味ですか。
渡邊委員長	そうです。ただ、オンブズマンには女性の方もいらっしゃいますし代理人という意味ですので。この名称につきましては合意できたのかと思われるかもしれませんがいかがでしょうか。（異議なし） それでは、次の項目No.4 オンブズマンの職務について事務局から説明をお願いします。
事務局	検討票No.4をお願いします。オンブズマンの職務についてです。論点は、オンブズマンが行うべき職務は何か。オンブズマンの活動の契機に市長からの諮問を含めるかどうかということです。論点の背景ですが、オンブズマンの活動の契機については、行政自らの改善を目的として市長からの諮問を含めた自治体もございましたので、入れさせていただきました。他都市事例としましては、記載のとおりでございます。苦情の調査及び処理、自己発意に基づく調査、是正措置の勧告、制度改善の意見表明、勧告、意見表明等の公表でございます。事務局としましては、オンブズマンの職務として5つ挙げております。市民の市政に関する苦

	情を調査し、簡易迅速に処理すること。自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること。市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告すること。制度の改善を求めるための意見を表明すること。勧告、意見表明の内容を公表することとしております。また、オンブズマンの活動の契機につきましては、市長からの諮問を含めないこととしております。事務局案の理由につきましては、記載のとおりでございます。
渡邊委員長	ありがとうございました。オンブズマンの行うべき仕事内容は大体一致しております。ただ、説明がございましたように、市長からの諮問を含めるかどうかということが一つ問題点になるかと思いますが、これは調査を受ける側なので、諮問をしない方がいいのではないかという事務局側の意見です。市長の諮問機関ではありませんし、条例で設置されますし、付属機関にはなりますが、独立しますので諮問は外したほうがいいと思いますがいかがでしょうか。
坂本（孝）委員	先ほど、柳楽委員からご意見をいただいた部分ですが、簡易迅速に処理するとありますが、迅速に処理するという意味はわかりますが、処理の方が簡易扱いになってしまっているという意味になっているようです。簡易はあくまで申請行為とか、申立てが簡易に行われるという意味であって簡易に処理するという意味ではないと思います。
渡邊委員長	それは、条例の書き方だと思います。それは、また条例案の際に検討していきたいと思います。
坂本（秀）委員	他都市では、簡易は簡易でされていると思いますが、迅速な処理は迅速にされているのでしょうか。
事務局	内容により数ヶ月かかる場合もありますが、概ね60日以内に処理されています。ただ、非常に多い年、少ない年もありまして、やはり多い年には迅速な処理は難しいようです。概ね30日から60日で処理されているようです。
坂本（秀）委員	私が質問したのは、実態では件数が多くて、迅速規定があると、遅くなったりすると無理が出るのではないかと心配したためです。
渡邊委員長	処理期間の問題になりますが、大体二ヶ月くらいで処理してもらいたいところです。努力義務としては二ヶ月くらいだと思います。 それでは、オンブズマンの職務につきましてはよろしいでしょうか。 では、次の項目オンブズマンの職務における管轄についてお願いします。
事務局	検討票No.5をお願いします。オンブズマンの職務における管轄についてで、管轄事項と管轄外事項ということです。論点としましては、オンブズマンの調査の管轄とする事項は何かということですが、他都市事例

	と一致しております。オンブズマンの調査の管轄外とする事項は何かについても他都市と概ね一致しております。係争中の事項等、他の救済手段が進行中の事項については管轄外とするかで意見が分かれております。論点の背景としまして、係争中の事項等、他の救済手段が進行中の事項については、その影響を考慮し管轄外とする自治体もありましたので入れさせていただきました。他都市事例としましては、管轄事項につきましては、概ね一致しております。記載のとおり、市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為であります。管轄外事項につきましても概ね一致しております。個人情報保護委員の職務に関する事項、人権オンブズパーソンに救済を求めた事項、職員の自己の勤務内容に関する事項ということです。 本市としましては、裏面になりますが、管轄事項につきましては、市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為でありまして、管轄外としましては、5項目としております。判決、採決等により確定した権利関係、情報公開・個人情報保護審議会委員の職に関する事、議会に関する事項、職員の自己の勤務内容に関する事項、オンブズマンの行為に関する事項となっております。係争中の事項等、他の救済手段が進行中の事項についても、6項目として調査管轄外にしたいと考えております。運用面の課題としまして、管轄の範囲であります市の機関は、市長部局等管轄内であります。議会に関する事項は管轄外であります。市長の補助執行にかかる業務は管轄の対象になります。管轄外とするため申立人に対しては他の救済制度を教示する必要があります。また、事務局案の理由につきましては、記載のとおりです。
渡邊委員長	ありがとうございました。オンブズマンの調査の管轄内と管轄外についてですが、いかがでしょうか。
柳楽委員	2の管轄外とする理由（オ）のオンブズマンの判断に再度申立てを行うことは、一時不再理の原則に反するためとありますが、オンブズマンの判断の後で法に関することでもう一度判断して欲しい事があり、どうしても納得できないという場合、もうその問題は終わってしまうのでしょうか、あるいは他の手段があるのでしょうか
事務局	オンブズマンに判断を再度求めることはやはり無理だと思いますが、それ以外に、民事訴訟ですとか、行政不服審査訴訟関係、そういったものを禁止するものではございません。逆に強制力を持つ、訴訟等で一旦判決等が行われたものをオンブズマンに持っていくことは不可能です。オンブズマンの判断で納得できなかったことを他の制度で申立てをすることは可能です。

坂本（秀）委員	三点ございます。 管轄外のところですが、新潟市を見ますと、監査中だけではなく監査結果に関しても除外されていますが、川崎市でも条例化されているのですが、条例案（カ）で現に監査を実施している事項とありますけれども、監査が出ている場合は、（ア）の判決、裁決等により確定した権利関係に、入るのでしょうか。
事務局	そちらに入るものと判断としております。
坂本（秀）委員	条例案の（オ）オンブズマンの行為に関する事項ということで、オンブズマンの人選もですが、苦情処理そのものではなく、前提となる事項について苦情がある場合、申立ては可能なのですか。行為というと包括的であり、苦情処理した行為等、しぼらないとわかりにくいと思います。
渡邊委員長	調査行為に関してということですね。
事務局	そうでございます。他都市の例でもあります。内容としては、人選等の行為ではなく、あくまでもオンブズマンの調査行為に対する判断を対象としております。
坂本（秀）委員	（カ）判決、裁決等を求め現に係争中の事項については、裁判所の判断だと思いますが、裁判所の調停で申立てをして話し合いの場を持って弁護士が仲介したり、人権擁護委員会に救済を求めるのも係争中と考えていいのでしょうか。
事務局	係争中と考えていただければと思います。調停の方に影響を与えることを考慮しまして、オンブズマンの管轄外ということになっております。
渡邊委員長	特に判決、裁決に関しては、司法的な独立ということから、絶対できないものとなります。議会に対しては管轄外ですが、議会事務局というのは、調査範囲に入るのでしょうか。
事務局	組織は議会に所属します。そのものにつきましても議会と考えております。ただ、記載例にもありますように、予算の執行等、市長の事務の補助執行にかかる部分に対しましては、対象になります。 議会事務局では、議員や各会派の方の事務の補助執行等も、当然対象に管轄外に含まれるかと思えます。
渡邊委員長	条例案では、オンブズマンの行為に関する事項はもう少しわかりやすい表現になるかと思えます。それでは、次の項目 6 オンブズマンの責務についてです。よろしくお願いします。
事務局	検討票№.6 をお願いします。オンブズマンの責務についてです。論点としましては、オンブズマンが活動を行う上で求められる責務は何かということで、他都市事例は概ね一致しております。公平かつ適切な職務遂行、その他市の機関との連携及び職務の円滑な遂行。また、政党又は

	政治目的のための地位利用の禁止ということです。この三点を条例記載する必要があるかということですが、市民の権利利益の擁護者として公平かつ適切な職務遂行を行わなければならない。市民の権利利益の擁護し、市政を監視し及び市政の改善を図る他の諸制度との連携による効果的な役割を果たす他の諸制度及び市の機関との有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努める。政党又は政治目的のための地位利用の禁止する。ということが事務局案です。理由は記載のとおりです。
渡邊委員長	オンブズマンの責務ということですが、いかがでしょうか。
柳楽委員	有機的な連携という言葉と、単に連携を図ることの違いを教えてください。
事務局	市の機関が対象となりますので、具体的な連携を図ることと考えております。
渡邊委員長	オンブズマンは、ご存知のように裁決の権限は与えられていませんので、改善勧告等した場合、協力をしないといけないので、そういう協力関係といいますか、調査に協力が必要であることから有機的という言葉になっているのではないかと思います。
事務局	具体的に運用していく際にオンブズマンは、尊重しなければなりませんし、中立的な立場ではありますが、情報提供ですとか、連携も大事であるということから有機的という表現で表しております。
柳楽委員	市民にわかりやすい条例にしてもらいたいと思います。
徳永委員	緊密なというか、中身濃く連携を図りながら、という意味かと思います。
坂本（秀）委員	確かに有機的という言葉は、評価表現なので一般的には難しいかもしれません。
渡邊委員長	また、その表現につきましては、条例の素案の中で検討していくことにいたします。では、次の項目 7 市の機関等の責務についてです。
事務局	検討票№.7をお願いします。市の機関等の責務ですが、オンブズマン制度を行う上で求められる市の機関の責務、市民の責務は何かということです。他都市事例は一致しております。まず、市の機関の責務としては、独立性の尊重、積極的な協力援助を行うということです。市民の責務としては、制度の適正かつ円滑な運営に努めるとしてあります。事務局案としては、市の機関は、オンブズマンの職務遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。市の機関は、オンブズマンの職務遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。市民の責務としては市民は、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に努めなければならない。としており、理由につきましては、記載の

	とおりです。
渡邊委員長	市の機関等の責務ですが、いかがでしょうか。オンブズマンには権限がございませんので、執行機関の説明や資料提供等が必要になります。それに関する規定ということになります。
柳楽委員	市民への周知に努めなければならないというのを、市の機関の責務としてオンブズマン制度に入れてもらいたいのですが。
事務局	市民への周知というのは、制度運営の中では、とても大事かと思いますが、市の機関等の責務の段階で入れるべきかどうか、判断が難しいところです。市民の周知については、検討していただいて、必要であればどこかの条文入れられればと思います。
渡邊委員長	これは運用規定でありまして、条例の規定ではないような気がします。例えば裁判員制度ですが周知しなければならないという規定はないですね、他のところでやるということです。ですので、条例の規定としては入れる必要はないと思われそうですがいかがでしょうか。 (異議なし) それでは、次の項目 8 のオンブズマンの資格要件です。
事務局	検討票No.8をお願いします。オンブズマンの資格要件です。オンブズマンが職務を遂行する上で必要とされる資格要件とは何かということで、他都市事例は概ね一致しております。資格要件としては、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者。多少文言の差はありますが、大体一致しております。本市としても、他都市事例と同様です。選任にあたっての資格としまして条例に記載させていただきたいと思います。理由については記載のとおりです。また、事例の方にも選任状況を記載しておりますので、この中から選任したいと考えております。
渡邊委員長	資格についてですが、いかがでしょうか。他都市も同じ規定のようです。よろしいでしょうか。(異議なし) では、次の項目 9 オンブズマンの任命です。
事務局	検討票No.9をお願いします。オンブズマンの任命です。オンブズマンの任命において、その独立性、中立性を保障するため議会の同意は必要かということですが、条例施行都市では、事例は概ね一致しております。論点の背景ですが、先ほどNo.2で申しましたが、市の付属機関ですので、市長が任命することとなります。条例施行の他都市では、市長の恣意的任用を避けるため議会の同意を要件としています。他都市の事例は、下の表のように条例施行と要綱施行です。条例施行は、ほとんどの都市が議会の同意、要綱施行は、議会の同意は不要です。市長が議会の同意を

	得て委嘱するという条例を考えております。理由につきましては記載のとおりです。
渡邊委員長	オンブズマンの任命ということですが、いかがでしょうか。オンブズマンの任命は市長の附属機関でありますので、議会の同意が必要かと思えます。本市も同様にいかがでしょうか。要綱ですと、市長が変わったりすると無くなったりすることもあります。 この件についてはよろしいでしょうか（異議なし） それでは、次の項目１０ オンブズマンの任期についてです。
事務局	検討票№.１０をお願いします。オンブズマンの任期ですが、オンブズマンの任期は何年が適切か、またオンブズマンの再任は制限を行うかということです。論点の背景としては、他都市事例のように２年又は３年に分かります。また、再任は、１期までに制限を行おうとする自治体と制限を行わないとする自治体があります。他都市事例の下の一覧表のように、任期は２年から３年、それ以外はありませんでした。再任は１期可、一期を外し、何回かできるという自治体もありました。右の表は、本市の審査会の一覧表で、情報公開・個人情報保護審議会、建築審査会、開発審査会の任期でして全て２年で再任可です。事務局としては、本市の任期に合わせまして、オンブズマンの任期は２年とし、１期に限り再任できることとしております。１期については、理由のとおり再任を１期、通年４年までに限ることで定年制を設ける必要がないということです。
渡邊委員長	任期につきましては、熊本市の審査会の任期に合わせまして２年、再任につきましては、１期ということではいかがでしょうか。
坂本（秀）委員	運用として、他の自治体でも１期として再任されているということでしょうか。
事務局	はい。
渡邊委員長	よろしいでしょうか。問題はないかと思われます。 それでは次の項目１１ オンブズマンの守るべき事項についてです。
事務局	検討票№.１１をお願いします。オンブズマンの守るべき事項ですが、守秘義務についてと兼職禁止についてです。まず、オンブズマンが職務を行う上で守秘義務規定は必要かということですが、他都市事例は一致しております。オンブズマンが職務を行う上で禁止されるべき兼職は何かということですが、これも他都市事例は一致しております。事例としまして、職務上秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。兼職禁止については、議員、政党役員との兼職禁止、利害関係のある企業、団体役員との兼職禁止となっています。本市としても、他都市の事例を

	踏襲するという考え方をとり、守秘義務については地方公務員法に規定する守秘義務が適用されないため条例上規定する必要があると考えます。また、兼職禁止事項については、議員、政党役員、本市との利害関係を持つ企業の役員などは禁止、また職務の中立性を保障し、職務の公正な執行を確保することから一定の職業との兼職を禁止する必要があると考えております。
渡邊委員長	守るべき事項、守秘義務と兼職事項というのが検討事項ですが、いかがでしょう。
坂本（秀）委員	オンブズマンの中心的な責務が、設置目的に従って中立公正に職務を執行するということですので、本来的な規定である職務の中立公正に主旨にのっとりて執行するといったものがあつた方がいいと思われます。中心的な責務としてあるとした方がいいと思います。 他の自治体は事例はどうか分かりませんが。
渡邊委員長	それを条例に入れたら条文で重複するということはないのでしょうか。
事務局	坂本委員のご意見ですが、検討項目No.6 オンブズマンの責務の中にもあると思われますが。
坂本（秀）委員	職務遂行義務を別に設けるかという問題があります。
坂本（孝）委員	先ほど、担当から説明がありましたように、公務員法の規定がありませんのであえて入れさせていただきました。責務につきましては、6項目のトータルの責務であります。
坂本（秀）委員	商法の規定でも役員の職務執行義務は別に規定してあります。本来の職務内容の規定とは違うと思います。
渡邊委員長	これは、課題として素案の時に検討したいと思いますが。
事務局	別途、規定として考えた方がいいのか検討課題としたいと思います。
坂本（秀）委員	中立公平義務は、市民から見るときちんとうたっておいた方がいいと思います。
坂本（孝）委員	中立公平の職務遂行義務とすれば、ぴったりだと思います。検討課題としてください。
渡邊委員長	それでは、組織の5番目、オンブズマンの解職についてです。
事務局	検討票No.12をお願いします。オンブズマンの解職ですが、解職条件と解職方法です。オンブズマンが解職される場合の条件とは何か、これは他都市事例と一致しております。オンブズマンの解職において、議会の同意は必要かどうかについては、条例施行都市では概ね一致しております。 論点の背景としては、オンブズマンは、市の付属機関でありますので

	市長が解職することとなります。また、条例施行の他都市では、市長の恣意的解職を避けるため議会の同意を要件としています。川崎・札幌・新潟等の都市では、解職の状況につきましては、ほぼ一致しております。要綱設置である新潟市については、議会の同意はありません。条件としては、心身の故障のため職務遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他オンブズマンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解職することができるとなっております。
渡邊委員長	オンブズマンの解職条件、解職方法ですが、任命のときも議会の同意を得ますので、解職の場合も整合性を保つためにも議会の同意が得ることがいいと思いますがいかがでしょうか。（異議なし） それでは、次のオンブズマンの人数です。
事務局	検討票No.13をお願いします。オンブズマンの人数等ですが、人数及び待遇についてです。論点として、オンブズマン制度を円滑に行う上で必要な人数は何人か。外部からオンブズマン招聘するために必要な待遇条件は何かということです。論点の背景としては、オンブズマンの人数は、各自治体で異なり2名又は3名となっております。また、オンブズマンの報酬は、各自治体で異なり大きな開きがあるということです。川崎、札幌、新潟市は、2名から3名。報酬についても違いがあります。下の表に他都市の定数がありますが、2名から3名、どちらかとなっております。本市としても定数は2名、運用面については、報酬は、その職務にふさわしい相当額を月額で支給できるよう配慮したいと考えております。理由としまして、川崎市、札幌市の申立て件数から一人当たり年間30件程度の処理は可能であると考えられます。また、「市長への手紙」が年間300通ほどきておりますので、その中で調査しますと年間50件ほどはオンブズマンへ話がいくのではと思っておりますし、それ以外にも潜在した苦情を考慮すると約60件程度になるかと思われます。 また、他都市でもありましたように、長期に渡って委嘱するには、相応の報酬が必要ではないかと考えております。
渡邊委員長	人数については、熊本市の実績から2名ということですが、報酬につきましては難しいところですが、何かご意見がございますか。
坂本（秀）委員	報酬につきましては、色々議論があるかと思います。月額がいいのか、日当制がいいのか、他都市は高額ですので、市民から理解を得られないのではないのでしょうか。週3、4日出勤と聞きますが。条例に上げるよりは、要綱にした方がいいのではないのでしょうか。
渡邊委員長	勤務実数によって決まるのですが、大体週3、4日出勤されている都市もありますか。

事務局	川崎市など週3日程度ですが、他都市でも出勤日数は3日程度です。それ以外に持ち帰りの仕事等、かなり業務があると等聞いております。報酬の考え方等もそれぞれの都市であるかと思います。
坂本（秀）委員	条例で決定するのか、要綱で決める方がいいような気がします。
事務局	事務局としましては、人数は、条例案に入れさせていただきたいと思いますが、報酬額につきましては、私共の非常勤特別職の報酬に関する条例に記載させていただきたいと思っております。こちらのオンブズマン条例そのものにつきましては、職務に関しての方針的なものを検討していただければと思っております。
渡邊委員長	では、次回に検討するという事でよろしいでしょうか。ただ、ある程度の報酬をしないと人材が確保できないのかとも思います。
坂本（孝）委員	このところは、どうだと決めてもらうのではなくて、課題にありますようにそういう配慮が必要ではないかという議論をしていただきたいと思います。額等を決定するのは、別の委員会がございます。
渡邊委員長	職務内容からすると日額ではいかがなものかと思います。いかがでしょうか。
柳楽委員	年間60件以上ということは、月5件でして、その件数を2人で処理するのでしたら、日額で考えてもいいと思うのですが。報酬を低くするといいい人材がオンブズマンになっていただけないというのも結局、この制度自体がダメになってしまうので、検討する余地はあると思います。
徳永委員	1件が継続的な案件になると非常に長期になることもあるかと思うので、件数だけに目を向けるのはどうかと思います。
坂本（孝）委員	先進市事例の処理件数等内容を調査し皆様にご提供させていただきたいと思えます。次回の会議のときに検討していただきたいと思います。
渡邊委員長	それでよろしいでしょうか。（意義なし） それでは、最後の項目、オンブズマンの構成についてです。
事務局	検討票No.14をお願いします。オンブズマンの構成ですが、代表オンブズマン、独任制と合議制についてです。先ほど、オンブズマンの人数は2名ということでしたが、そのうち、1名を代表とするかということです。他都市事例は一致しております。また、オンブズマンの職務において独任制と合議制の区分は必要かということも他都市事例は一致しております。他都市におきましても1名を代表オンブズマンとしております。独任制を原則とし個々の事案をオンブズマンが単独処理することとしております。ただし、勧告・意見表明その他市政の根幹に関わる重要案件については、合議をされて定めるということです。本市としても、一人を代表オンブズマンとし、運用において、職務の処理は、原則独任

	制とし、必要に応じてオンブズマンの合議を行うと考えております。 また、何を合議制とするべきかは、オンブズマンの判断に委ねる必要があると考えております。
渡邊委員長	構成についてですが、熊本市のオンブズマンは2名ということで、一人が代表オンブズマンです。事案の処理につきましては原則、単独で処理するというのですが、事案によっては、合議によって処理するというのですが、いかがでしょうか。
坂本（秀）委員	オンブズマンを独任制にするか、合議制にするかは、オンブズマン制度の中で、非常に大事な部分かと思います。この資料を見る前は、合議制かと思っていました。これは運用ではなく、基本的なことは条例案に記載すべきではないかと思います。代表オンブズマン制度という、どういふシステムかわからないので、代表オンブズマンの独任制を前提としているようでもあるし、独任制か、合議制かということは、条例の中で記載した方がいいのではないのでしょうか。
事務局	他都市の条例等も調べまして、まず、条例があるかどうか資料として提供したいと思います。この部分につきましてはとても重要かと考えておりますので、条例に記載するかどうかにつきましては、ご検討いただければと思います。
渡邊委員長	一応No.1からNo.14まで検討いたしました、いかがでしょうか。
坂本（秀）委員	合議制の際、オンブズマン2人が反対した場合はどうなるのでしょうか。そういうことはないかもしれませんが。
渡邊委員長	二人のオンブズマンで話しあってもらわなければなりませんね。裁判では多数決なのですが。
坂本（孝）委員	事例をみてみますと基本的には独任制です。勧告を行う場合では、合議と按分と両方でされているようです。常識のある二人でしていただいているようですが、担当する方を尊重される形でされているようです。
柳楽委員	一人を代表オンブズマンとして、二人で合議をする場合、市民から見ると代表オンブズマンが責任を持って言っているように見えるのですが、代表オンブズマンとしなければならないのでしょうか。する必要があるのででしょうか。
渡邊委員長	これは、他の市で代表オンブズマンという肩書きは、対外的な問題でしょうね。
事務局	対外的に、報告ですとか、色々な場合があります。勧告を行う場合などは、非常に事例が少なく、なかなかそこまでいく例がないのですが、通常であれば、市の機関に関しての処理で終了しますので、代表オンブズマンがいると思われます。1名を代表オンブズマンとした方が、事務

	処理の方法としては、円滑に進められると思います。
坂本（孝）委員	こういう形で解決しましたという公表する義務を課しておりますので、公表する資料をまとめたときに、代表するのは誰かということでもあります。
渡邊委員長	それでは、１２時になりました。オンブズマンの総則からオンブズマンの組織まで、１４項目について課題を整理しました。色々、課題が出ました。また色々な論点につきまして議論しました。次回はこの課題について論点整理をしたいと思います。また、残りの項目につきましても検討したいと思います。では、次回の開催について、お願いします。
事務局	次回は７月１２日月曜日の午前１０時から、同じこの場所となりますので、よろしくお願いします。
渡邊委員長	以上で終了いたします。事務局にお返しいたします。
事務局	終了時間となりましたので、検討委員会を終了させていただきたいと思います。議事録につきましては、次回の検討委員会までに資料と共に提供させていただきたいと思います。